高知労働局

Press Release

高 知 労 働 局 発 表
令和8年11月5日(木)

【照会先】
高知労働局　労働基準部
賃金室長　前田典子
高知市南金田１番 39 号
電話 088-885-6024

高知労働局による高知県最低賃金改正の周知イベントの実施について

高知県最低賃金は、令和８年１０月２９日（木）から１，０８６円（６３円引上げ）に改正されました。つきましては、１１月１２日（木）午前７時３０分から高知駅で、最低賃金の周知・広報のため、高知労働局長、たしかめたん並びに労働局職員が高知駅コンコース内にて呼び掛けを行います。詳細は別紙のとおりです。

１　日　時　　令和８年１１月１２日（木）
　　午前７時３０分から１時間程度

２　実施場所　高知駅コンコース内

３　実施方法　「たしかめたん」と一緒に、リーフレット、広報用のポケットティッシュの配布

４　参 加 者　労働局長、たしかめたん、労働局職員ほか





